

# 定例監査結果報告

1 監査の種別  
定例監査

2 監査の対象  
ガス局

3 監査の期間  
令和元年12月4日から令和2年3月17日まで

4 監査の範囲及び方法

令和元年度に執行された事務事業のほか、令和元年度以外の年度に執行された事務事業の一部について、主として使用料等の徴収事務、契約事務、資産管理事務等について、抽出により、その諸帳簿、関係資料の調査を行うとともに、担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により実施した。

5 監査の結果

事務事業については、一部に改善を必要とする事例が見られたが、おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事例は、次のとおりである。

(改善を要する事例)

(1) 週休日勤務の振替について

週休日勤務の振替については、「ガス局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年3月31日ガス局規程第5号）」により、当該勤務することが必要である日を起算日とする4週間前の日から4週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に振り替えることができるとされている。

ところが、経営企画課、リビング営業課、お客さま設備課、工事サービス課、料金課及び導管管理課では、この期間を超えた振替が行われていた。

週休日勤務の振替については、関係規定等を十分確認のうえ、適切に処理する必要がある。